

事務連絡
令和2年3月5日

都道府県医務主管部局 御中
地方厚生（支）局健康福祉部 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の
受領委任を取り扱う施術管理者の要件の追加等に関する周知について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）により取り扱われています。

また、令和3年1月以降、地方厚生（支）局に対して、施術者が新たに施術管理者として受領委任を取り扱う申出を行う場合、実務経験と研修の受講が必要であること等について、今般、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和2年3月4日保発0304第1号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和2年3月4日保発0304第2号）により示したところ
です。

このことに関し、周知を図るために添付のチラシを作成しましたので、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

（参考）厚生労働省ウェブページ

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（改正反映版）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_06.pdf

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_01.pdf

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_03.pdf

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp